

2025年7月10日

各大学学長/学校長/教育委員会 殿  
同入学試験問題作成ご担当者 殿

公益社団法人 日本文藝家協会  
理事長 林 真理子

## 入試問題に関する要望書

拝啓 皆様におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

貴校及び貴学で実施されます2026年度の入学試験問題について以下の通り要望致します。

例年、学校等の入試問題中でも国語・英語や現代文といった言語科目や社会科目の一部には、小説・詩歌・随筆・評論・翻訳など文芸家の作品が多く使用されています。本要望書の発送も長年続けたことにより、皆様のご理解が得られ、国語に限らず、文章の著作物が使用されるどの入試問題においても問題のある著作物の使用掲載が大幅に減少致しました。今後も、引き続き変わらぬご配慮をお願い致します。

繰り返しになりますが、入試問題作成にあたり、法律に定められた著作権・著作者人格権を十分に尊重いただきますよう強く要望致します。下記及び同送する資料をご一読いただき、ご担当者様へ周知徹底・ご指導をお願い致します。

敬具

### 記

- 1、試験の実施のためにやむを得ないと認められる範囲以上に作品を改変しないこと。  
作品を著しく改変することや、内容を把握する為の要約文の前述また出典を明示しない場合には著作者（著作権者）の許諾が必要です。
- 2、出典（著作者名・翻訳者名・作品名等）を明示していただくこと。
- 3、試験実施後速やかに、使用した作品の著作者（著作権者）または当協会が著作権管理をしている場合は当協会に、試験問題用紙を添えて報告していただくようお願い致します。
- 4、入試問題を次年度の受験生等に配布する、ホームページ等に掲載する、各校独自の試験問題集に収載する、これらの場合はいずれも必ず著作者（著作権者）の許諾を得ていただくこと。また、著作物使用料が発生しますので使用料のお支払いをお願い致します。
- 5、権利処理を行う出版社等に入試問題を提供されることは、許諾申請前でも問題ありません。
- 6、上記を徹底させるために、各教科ご担当者様への通達や研修等をお願い致します。

以上

日本文藝家協会は、著作権の擁護・確立につとめ、著作権管理業務も行っている文芸家の職能団体です。